

科学技術政策担当大臣と有識者議員との会合 議事概要

日 時 平成 23 年 5 月 19 日 (木) 10:30 ~ 11:50

場 所 合同庁舎 4 号館第 3 特別会議室

出席者 相澤議員、本庶議員、奥村議員、今榮議員、白石議員、青木議員、吉川審議官

議事概要

議題 1 . 平成 24 年度アクションプランについて (各対象範囲における将来の社会像、政策課題について)

< 大路参事官説明 >

相澤議員 前回、まだ議論が行われなかった点は、各対象範囲についてのアクションプランを作成する段階で、これまでロードマップという言い方で、何を目標に進めていくかということを中心にしてきたわけです。今回のアクションプラン策定においても、ロードマップを策定するということを進めるかどうかという点です。それを本日、議論していただきたいと思います。

そこで、昨年のロードマップというのは、ほぼ技術分野に対応した、その中における技術課題、それを何年にいつまで達成するのだという形で書かれておりました。しかし、平成 24 年度のアクションプランにおいては、そういう技術の研究開発の目標ということが具体的に出てくるところもあれば、もう少し違った観点での目標設定というものが出てくるであろうということで、一つは具体的には政策を達成していくためのロードマップ、政策達成の工程表というか、ロードマップ、これをつくるということが全対象分野について共通に行えるのではないかと思います。この辺についてまずご意見をいただきたいと思います。

奥村議員 これは対象分野によって変わるとは思いますね。要するに 5 年、10 年かけて達成するような場合には、もちろん、そういうロードマップが必要ですし、後ほどご紹介するように、私の担当させていただく復興再生の短期でやる分については、そういったロードマップというようなある意味では、悠長な印象を与えるものというのは要らないし、あまり最初から可否を一般的に議論するというのは、少し個々の属性を見てから検討されたいのではないかと、思いますけれども。

相澤議員 ただ、そのときに多少、期間が短くても目標設定が可能ですね。

奥村議員 それは当然します。

相澤議員 そうですね。ですから、目標設定の目標のところが政策上の目標であるということは、共通であるのではないかと思いますので、それでは、いかがでしょうか、各対象範囲について政策目標を明確にし、それを達成するのにタイムスケジュールが非常に長ければ、その時間軸を明確にして表示する。それから、それが比較的短い期間だったら、タイ

ムスケジュールについてはあまり具体的なところまでを必要ないと考えられますので、適切な表現に落としていただくと、そういうことでよろしいでしょうか。それでは、ここで言っているロードマップというのは、そういう内容であるということのご了解のもとに作成をお願いいたします。

それでは、その次、アクションプランの対象となる施策がそれぞれの重点的取組のもとに、これから視野に入れて作成が始まるわけですが、この施策をどういう位置づけにしておくかということをご議論しておく必要があると思います。つまり、アクションプランというのは対象分野というところで、まず、4つの柱を立てた。これが極めて重要な優先度のある対象範囲であるということ、これは4本、柱が立ったわけです。それぞれについて今度は政策課題が設定され、重点的取り組みが出てきます。この重点的取組のもとに各省がどういう施策を構築してくるかという段階に入ってくるわけです。

このアクションプランの中に組み込まれてくる施策というものが、極めて重要であるという位置づけでこれから進めていくわけですが、そのときの基本的な姿勢を共通理解が得られるように議論していただきたいわけです。つまり、一般といたしまして、科学技術政策にかかわる施策というのは非常に数多くあるわけですが、その中から、この段階でアクションプランの対象となるというものは、ある意味ではトッププライオリティの位置づけが行われてしかるべき内容だと思っておりますが、その辺についての共通の理解が必要かと思っております。ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

奥村議員 御質問の趣旨を正しく理解しているかどうかですが、基本的には我々は個別のテーマについて、過去にやっていたようなSABC評価と対応しての御質問だと思っておりますが、私どもに個別施策に査定権があるわけでもないし、我々はこれが重要だということを書いて各省の施策を応援することが役割なので、応援するテーマが私はアクションプランに入るものだと思っている。それ以外の施策については各省と財務省の折衝の中で決めていただくというのが、アクションプランの趣旨ではないかと思っています。

そうすると、その他多数ある施策についての扱いが必要ではないかという議論が出てきますので、それらについて、どのように資源配分をしていくのかということは、これまた別途、検討しないといけないのではないかと思っています。

白石議員 今回の奥村議員の言っていることというのは、去年の考え方と大きく変わるということですね。だから、僕はそれで構わないと思いますけれども、大きく変わるのだということだけきちんと我々として意識しておく必要はあると。去年は試しにやってみるという言い方、今年は一押しだと。もう全然違いますので、そこだけきちんと確認しておいたほうが良いと思います。

相澤議員 そういう意味を込めて、本当に今回のアクションプランの対象というのは、トッププライオリティのある施策の集まりであると。この認識を共通にいただければと思うので、それでよろしいかどうかということです。

本席議員 それでいいのですが、とすると、やはりそれなりの規模感というものが出てくるのであって、トッププライオリティがそれこそ半分もあつたりしてはまずいのでかなり厳選、つまり、重要度を高めれば逆にボリュームも減ると、相対的にね、ということになる。

奥村議員 個別テーマ数のボリュームですね。

本庶議員 そうということです。アクションプランに入れるものはかなり厳選でないと、トップと
言いながら、ということですね。それを共通認識にしたい。

相澤議員 これまでの個別施策の優先度判定等のところで大変困ることは、非常に細かな施策が
数多く出されてきている。そのめに、これが今までは府省の間でオーバーラップがあっ
たり、あるいは省の中でももっと大きくりとまとめられるべきではないかというような
ものも、その辺のところは十分になされていなかったと、こんなようなことがありまし
たので、今回のアクションプランというのは、まず、4つの対象範囲ということで、こ
この範囲はとにかくこの財政状況の厳しいときでも、とにかくトッププライオリティで
進めなければいけないものだという認識のもとで、そこに入ってくる対象となる個別施
策はトッププライオリティであると、こういうことになるかと思えます。ただし、対象
にならなかったものが特段の低い評価を受けるとか、そういうことではなくて、このア
クションプランの対象にすることは、総合科学技術会議が国としてトッププライオリ
ティで進めるべきものだということを絞り込んだと、こういう位置づけになるかと思いま
す。

奥村議員 そういう意味で、もう一つ共通認識としたいのは個別テーマは厳選されるし、それな
りの資源投入がされるべきということです。非常に小さな金額の施策であれば、それは
仮に研究として筋がよくても、やはり成果のインパクトのことを考えないといけません
ので、国として進めるわけですから、それなりの資源投入を各省に準備をしていただ
くと。ある種の品格ですよ、予算としての。そういうことも重要になってくるだろうと
思いますね。

青木議員 補足的なコメントですけれども、それなりの資源投入をしていただくと。それで、ア
クションプランを設計するに当たって、アクションプランの中の施策に同じ1,000万を
投入すると、補完的にほかの施策との相乗効果というのですか、そういうのがうまく起
きるということを設計に当たって保証することも大事だと思います。

奥村議員 おっしゃるとおりです。

相澤議員 ただいまのところは、ここが総合科学技術会議と各省とのやりとりになるところだと
思うのですが、各省が検討されている施策の規模がかなり小さいと、しかし、施策の目
標とするところは、もっと大きいところで執行されなければならないだろうというよ
うな判断がある場合には関連施策を一くりにするとか、いろいろなことが行われなけ
ればいけませんので、この段階が総合科学技術会議と各省とのやりとりで極めて重要な
ところになるかと思えます。それでは、大体、いただいたご意見で共通の認識であるとい
うようなところであるかと思えますので、そのような結論にいたします。

次に、各対象範囲における将来の社会像、政策課題、これは前回、各主担当の議員か
らどんな方向性で検討が進められるかということをお口頭でご説明いただきました。その
後、それぞれの対象範囲で進展が見られておりますので、その状況をまずご報告いた
だきたいと思えます。

< 大 路 参 事 官 説 明 >

相澤議員　それでは、資料番号はありませんが、今の紹介のあったことがそれぞれの対象の範囲のところでは検討が進められているところでもあります。それでは、各主担当からこれの説明を簡単にさせていただければと思いますので、まず、グリーンイノベーションですので、私から始めさせていただきます。

グリーンイノベーションのアクションプランでは、今回の大震災に関係するところでは、エネルギーの基本計画が見直されるということが出てきているわけでもあります。この基本計画の見直しは、まだ、しばらく時間がかかるということであるかと思っておりますので、その結論を踏まえてということは現段階では難しいので、その進展状況は見据えつつも、現段階での展開しておかなければいけない内容を、グリーンイノベーションとしては位置づけようとしているところでもあります。

一つは、エネルギーの安定確保を図る。これが極めて重要なことでもあります。それから、社会基盤のシステムの中で、こういうような巨大な危機、リスクがきたときに耐え得るような、そういうような課題がもう一つあります。一方、これまでグリーンイノベーションの推進は、気候温暖化に対応するために低炭素社会を目指して、先導的な研究開発を進めてきております。この低炭素化への道というのは、今回の大震災によっても何から見直すということではなく、むしろ、これはなお一層進めなければいけないという状況であります。そういう意味では、いろいろな新たな課題を踏まえつつ、グリーンイノベーションの政策課題を策定していかなければならないという状況であります。

そこで、これが現在検討中でありまして、最終的な結論ということではありませんけれども、現在、4つの政策課題を想定しております。その一つが再生可能エネルギー利用の拡大であります。それから2つ目が分散型エネルギー需給の安定化、それから整備、拡大、こういうようなところで、分散型エネルギーというところを強く打ち出す必要があるというためのものです。それからエネルギー利用のさらなる高効率化ということで、これまでも進めてきているわけですが、個別の技術云々というよりも、全体でエネルギー利用の効率を向上化させるという形でしております。それから社会インフラのグリーン化、これが今回の大震災に伴って、大きなリスクに脆弱な部分が相当出てまいりましたので、そういうことを克服すること、この中で、グリーンイノベーションとして座るのが適切だろうと思われるものがこの中に入ってくるであろうということでもあります。

そういうようなことで、この表現ぶりから見ると、平成23年度のアクションプランの課題がその下に掲げられておりますが、似ているところがありますが、今のような新たな課題に対応できるように設定をしていかなければならないということでもあります。

以上がグリーンイノベーションでございますが、本席議員、ライフイノベーションをお願いできますでしょうか。

本席議員　将来像としては昨年と基本的に同じでいいだろうと。この表の上のほうで一番下に安全な医薬品の開発というのが将来像に書いてありますが、これは間違いで、ここの部分

は2つの将来像、健康で活力ある社会の実現と高齢者の自立できる社会の実現の両方にかかわるといふか、この中間に入るものでありまして、将来像は両者をサポートするもので、政策課題のところ、医薬品等、これは危機を含みますから安全性の向上と開発の効率化と、ここに入るべきなので、この表を、少し修正をさせていただきたいと思ます。

それで、この中で、太字で書いているのが昨年、取り上げた政策課題、それから重点的な取り組みであります。今回、新たに取り上げる必要があるのではないかと、一応、候補としてこれまでに7名ぐらいの方のヒアリングをして、いろんなご意見を伺ったテーマといたしまして、まず、**の**ところに書いてありますのは、糖尿病等の生活習慣病の合併症に特化した予防、診断、治療に関する技術開発と。糖尿病等の生活習慣病というのは、糖尿病そのものというよりは、それに伴って生じますさまざまな重篤な疾患、例えば腎不全、これによる、あるところまでいきますと不可逆的になりますので、その患者さんは一生、腎透析をしなければいけないと。これが年間4兆円だったか5兆円というすごい医療費の負担になっております。

それから、もちろん、心臓、それから脳等の動脈硬化等々の極めて重篤な病気になると。したがって、糖尿病そのものというよりは、一般の治療対象としては合併症をどういうようにして、できれば予防したい、早く診断して、それを防ぎたい。つまり、腎透析にならないようにできたら、それだけですすごいことなわけです。そういうところに特化した技術開発ということが、やはり社会的ニーズとしては非常に大きいというご意見をいただいておりますし、どのような形で組めるかということでもあります。そのバックデータは次のページ等にございますので、それを御覧いただいたらと思ます。

のところは、うつ病、認知症等の精神疾患の初期マーカーの探索と、それに基づいた発症予防、診断、進行遅延、社会復帰の促進と。これも社会的にうつ病のもし予防あるいは早期の社会復帰ができることによって、やはり、これも数兆円規模の経済効果があると言われております。これに関する医薬品開発は、非常に製薬企業各社が力を入れておりますが、実態としては、ですからマーケットは非常に大きいのですね、各社が力を入れているという。しかしながら、根本的ないい医薬品というのはまだ開発できていない。

それはなぜかということをお専門家のご意見を伺いますと、まず、診断自身が非常に困難である。つまり、精神科医と患者との対話の中で、心証によってこの人はうつだとか、あるいは統合失調症だとか認知症だと、認知症は多少、テストとかがありますけれども、ですから、一番望ましいのは生化学的、病理学的あるいは物理学的な何かのマーカーということをきちんとするということが、この分野の飛躍的發展につながると。それがまた、医薬品開発につながるということで、複数のこの分野の専門家から共通認識をいただいております。問題はそれをどのようにして見つけていくかということでもありますので、その方向でこれからもう少し詰めの議論をしていきたいと思ます。

それから、**と**いたしまして、再生医療という課題をここに取り込んでおります。現在、社会還元プロジェクトとして実施されております。この分野はi P Sの発見という

ことで、非常に現在、研究が活性化されておりますが、これをいわゆる臓器再生という方向で、どれくらい近い将来に展開できるかということに関して、専門化のご意見も伺っております。一方で、いろいろまだ調べなければいけない基礎的な困難があると、腫瘍化の問題であるとか、いわゆる分化の初期化が不完全ではないかとか、いろんな批判もありますので、そこを乗り越えないと、いわゆる治験を通しての臨床応用ということはすぐにはできないと。そこをどういうようにして、これから戦略を組むかということをやはりきちんと考えなければいけない。そういうことを考えた上で、アクションプランに取り込むかどうかという最終的な決断をしなければいけないと考えております。

第 のレギュラトリ・サイエンスということは、現在、いろんな分野で進んでおります医療機器、医薬品開発の非常に基本的なところであります。例えば今の再生医療につきましても、どういうiPS細胞だったら安心と太鼓判を押せるのかと、そういうようなデータをどうやってとるか。そういうクライテリアが実はないわけでありまして。医薬品に限らず、医療機器に関してもそういうことをきちんとここを押えれば、この種の機械では大丈夫だということは、やはり、規制官庁として科学的な根拠に基づいてやっていかないと、ここを心証でやるということは非常に問題があります。これは非常に重要な分野であります。逆にまた、かなり広範な領域になります。これをどういうようにして重点的な取組みとして具体化するかということ、もう少し考えていかなければいけない。

それがライフイノベーションに直接かかわることでありまして、下の欄外に設けております は、むしろ奥村議員が主査をされている災害にかかわるところであります。ライフサイエンスの一環として、農水、牧畜、林業も含めたところになるかと思っておりますが、科学技術としてこの分野を新たな展開に持ち上げるような、そういう研究開発が可能かどうか、それがあるとしたら、どういうところにフォーカスしたらいいかということに関して、何人かの方にご意見を伺っております。まだ、実際にこれならいけるというところまではきておりませんが、これにつきましては引き続き奥村議員と、もしこれがグリーンイノベーションにつながるような、社会インフラのグリーン化という側面を取り上げたほうがいいということであれば、相澤議員の方向へ最終的にはシフトして、そこで考えていただくと、そういう方向で、現在、検討を進めております。

相澤議員 それでは、奥村議員、お願いいたします。

奥村議員 それでは、1枚紙ですけれども、基本的な考え方として、復興再生をできるだけ早期に達成するとともにと文章を書いてございますが、意味合いとしてはやはり被災を受けたところが、空洞化せずに、復興再生あるいは将来に向けた発展をしていただきたいということを前提に考えております。それが の意味。 は単なる復旧復興事業ではございませんで、私どもが行うのはあくまでも研究開発事業の一環として行うわけですので、研究開発成果の活用が実際に生かされるような仕組み、かつ迅速に使われると、そういうことに運用上の工夫が要るだろうということをベースに考えてございます。

現在、検討の方向性ということで3点ほど挙げてございますが、今回の震災からの復

興再生と教訓を考えてみますと、対象とする災害を地震と津波と放射性物質の拡散、除去といいたまいますか、こういったことに絞ったらどうだろうか。津波は地震に随伴して起こるものではございますけれども、具体的な対策を考えていく上では、地震と津波ではかなり異なる部分があるということで分けております。

こういう切り口が一つと、それから、2番目はそれぞれの災害に対して、その地区の住民がより安全で安心な生活ができるようにするための必要不可欠な要件、最低限の条件として何があるのかと考えたときに、いわばミニマムの条件ですが、まず、1点目は当然、生命の安全が確保されることでありますし、同時にそこで継続的に住もうとしますと、住まいと仕事が安定的に確保されることが不可欠です。仕事という意味は雇用という意味で理解していただいてもいいですし、さらに言えば、上位の産業というところまで敷衍して考えていただいたらいいと思います。

この1、2、3がある意味では、そこに住むために必要なミニマム要件でございますが、ただし、離れ小島に住むわけではございませんので、外部との物の交流、例えば食糧の交流ですとか、水の交流、そういった意味の物の流れを確保する、あるいは情報の流れ、きちんとした情報が伝わるような流れを確保する。それから、エネルギーと書いていますが、これは基本的に電気のことでございますが、ガソリンなどは物のほうに入ると思います。こういった物や情報、あるいは人の活動を支える基本となるエネルギーが要るだろう。こういったことがあって、初めてその地区で暮らせる必要最低条件だろうと。

こういった流れを上記の3つの災害に対して、どういふように科学技術の側面から柱立てできるか。実は今、申し上げました、いのちを守る以下4つの流れをこの下にもう一つ、具体的に切り口を入れて政策的課題を立てる予定にございまして、そこにつきましては各府省の意見、それから外部の有識者のご意見を伺って決めていくということにしております。

最後でございますけれども、目標設定の妥当性、どういふところに目標を置くのかと。それから達成時期、達成期待度、つまり、研究開発要素の明確さ、それから実効性、これは着手の緊急性、成果の早期実用化ということで、例えば成果をどういふ事業主体が使う予定にしているのかと、そういったことを事前にある程度、構想を描いていただきたいと、そういう意味です。研究開発事業でございますので、開発対象とする技術の優位性がきちんと説明できるということが重要です。こういった要件を設定して、それにふさわしいそれぞれの政策課題に対応する複数の個別施策の昨年という言葉で言うと施策パッケージをつくっていかうと、そのような構想で考えているところでございます。

相澤議員 それでは、基礎研究・人材育成、本席議員からお願いします。

本席議員 資料はないと思うのですが、まだ、具体的にフォーミュレーションまでいってありません。ただ、ヒアリングは少し始めておまして、第4期に目指すべき社会像の文言は幾つかあるのですが、先ほどの議論もありましたように、やはり、国際レベルの人類に貢献するような新たな知を見出すような基礎研究が行われ、そして、それを担う人材が続々と輩出されると。その人材は多様な人材であり、アカデミア及び産業界において世

界トップレベルの活躍をすると、そういうことが漠としたイメージではなかろうかと思
います。

それに対してどのような政策上の課題があるかと。一応、現時点では3つの方向
性ということが考えられて、一つはこういうことを行う中核となる大学について、長期
的な展望の上に立ったグランドデザインを構想すべきであると。どういうようにしてト
ップ拠点を形成し、また、それと常に競合しながら、すそ野となるような幅広い集団を
我が国にバランスよく配置できるかと、そういう仕組み、第2点は大学院教育における
抜本的な質の向上と、これをどういうようにして行うのかと。第3点は大学院卒業後の
人材の明確なキャリアパスを示し、若手が希望を持って活躍できるような、そういう場
をどうやって構築するかと。この3点が柱であります、この三者は非常に密接に関連
しているので、どの視点から、今年、取り上げるかというのは、もう少し議論を進めたい
と思っております。

相澤議員　それでは、それぞれの担当していただいているところで、このような進展が見られて
いるということでございます。いずれもまだ柱立てについても、これからもいろいろな
変動が起こるかと思えます。この時点で、今、ご報告いただいたことをもとに、ご意見
がございましたらばお願いいたします。

本席議員　グリーンイノベーションの方向で、この紙とご説明を拝見しますと、基本的に大枠と
して変わるといえるところは、2番目の分散型エネルギーというコンセプトが打ち出され
るところで、ほかのところは昨年から始めているものの微調整と、そういうこと
でしょうか、それともかなり大幅な見直しをされるということでしょうか。

相澤議員　基本的には大幅な見直しを行うということになります。ただ、政策課題の表現は昨年
と非常に似ていることになっております。今回の大震災で最も対応しなければいけない
ことは、電力を中心としたエネルギー供給の安定性の確保、それから当面は原子力エネ
ルギーについての依存度がかなり限定的にならざるを得ない。これをどう代替していく
かということが基本にあります。そこで、課題の1つ目はこれまでの再生可能エネ
ルギーというところで展開してきたところには、太陽光発電を最重点という形で絞り込
んでおりました。これだけでは十分な再生可能エネルギーへの転換というものが進まない
だろうということで、かなり間口を広めて、あらゆる再生可能エネルギーを総動員して
いくということをとらなければならないのではないかと思いますので、課題名は非常に
同じように映るのですが、中身はかなり変わると考えます。

それから、第2点は、これまでの大規模のエネルギー供給を集中的に行う仕組み、こ
れだけに依存するということのリスク、これも今回、明らかになってまいりました。そ
こで、集中エネルギー供給システムを確保すると同時に分散型のエネルギー供給システ
ム、これを強化していく必要があるということが第2の政策課題です。ただ、このと
きに分散型というのは、エネルギーの供給を集中方式のほうにリンクさせていただ
きの一方向を考えるのではなく、ある意味では自立的に分散のそれぞれのところで新た
なエネルギーの供給と同時に、それを利用する仕組みが動いていくと。ここのところ
には非常に大きなイノベーションの可能性があるので、そういうことを集中エネ

ギー供給システムのところにリンクさせて、全体でエネルギー供給の安定化を図るということになっております。

それから、第3番目は、今度は利用サイドのところではありますが、これも昨年度のアクションプランはかなり絞り込んだ形で展開しております。具体的には次世代の自動車を中心に輸送系で考える。それから、オフィス等でもエネルギー効率の向上というところですが、ここも相当大がかりなエネルギー効率化を図らなければならないであろうということ、やはり、抜本的な見直しを行うということでもあります。ですから、詳細についてはこれからですけれども、全体的に大幅な見直しになると考えます。

奥村議員 同様にグリーンイノベですけれども、上の検討状況のところの2行目に触れられているのですが、昨年との違いはやはり所要の地域で所要の電力が確保できるかということがやはり一番上位の政策課題だと思っております。これはもちろん技術的な対処の仕方もありますし、ほかの政策的な政策手段によって行うケースもあるとは思いますが、その冠がありませんと、再生エネルギーとか分散エネルギーとか、いろいろ出てくるのですが、多様な方向性だけではエネルギー問題というのは足りない。総量をきちんと確保するということがうたわれる必要があるのではないかとということが1点。そのことと関連して、特に電気についてはいわゆるコストが何よりも重要であり、特に再生エネルギー系がサステナブルなエネルギーになるためには、時々政策によって設定されるプライスというのがありますけれども、基本的にはコストは抜本的に下げないといけないというのが大きな技術課題であり、政策課題だろうと思っております。そのあたりをもう少し明確に出されたほうが、論点がはっきりするのではないかなという印象です。

相澤議員 現在、その点は十分に議論の対象になっておりますので、次の段階のところでも明確にできるかと思っております。

青木議員 ライフイノベーションについてですけれども、今、例として先生が挙げた腎臓の疾患などで予防技術にたくさん投資するか、その他に投資するかというのが医療サービスへの価格体系にも依存していると思っております。そこまで研究の対象にされるのですか。

本席議員 予防法が開発されるということは、あらゆる意味で先生がおっしゃるように、コスト面から考えると最も望ましいことだと考えています。ライフイノベーションでは予防というものをやはりきちんと大きな看板にしたいというのが、今年度からスタートするゲノムコホート研究と医療情報の統合による予防法の開発というところでありまして、ここで、今年、少しさらにこれを広い視野から、単に予防というのは何か予兆を見つけるということではなくて、その時点で早く介入治療を行うと。それが最も望ましいと考えております。ですから、予防というのはここに書いてありますように、がんも含めて何かの予兆が早い時期にわかれば、これが一番いいわけですから、ライフイノベーションではこれが非常に大きな柱であることは間違いありません。

奥村議員 ライフで今の議論を聞いていて思い出したのですけれども、去年もうつ病とか、それから生活習慣も議論したと思うのですよね。ですが、去年は採用しなかったわけで、その一つの理由がいわゆる国民一人一人の日常生活のありようが病の状態に深くかかわっているわけですね。そういう中で政府が進める科学技術政策の効果というのですかね、

そこをどうのように切り分けるのかという議論が去年もあったと記憶している。予防といったものが日常生活、一人一人の生活のありようと関係しているの、そこを改善しないと、科学技術の効果はあまり見えないのではないかとということで、その政策、ソフト的な、そこをどうするのかというのは並行して議論する必要があるのではないかと。

本庶議員 おっしゃるとおりで、ライフイノベーションのところは医療行政と密接にかかわっておりまして、そういうところでの例えば予防法が見つかって、そういうことに全く無頓着な人がいっぱいいるという状況では全く意味がないと。それをきちんと予防の健診とか、そういうマーカー検索を受ける、それがメリットを受けるようなインセンティブを本来、行政としてつけていかなければいけない。だから、そういうことに当然つながるといことは、十分、意識して議論はしていきたいと思っております。

相澤議員 それでは、ただいまご報告いただいたことをベースに、来週のこの時間帯における会議では、次の段階への進展状況を中心にご報告いただいて、さらに議論をしていただくことにさせていただきます。それぞれの担当される範囲のところでは進展状況がいろいろと違うかと思いますが、その状況に応じて出していただければ結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

議題 2 . 戦略推進費について

< 鈴木参事官説明 >

今榮議員 内容の質問ですが、1つ目は1番目のほうですが、水関係のモニタリングのところ、水道水というのは特に対象にはされないのでしょうか。要するに飲み水、河川、地下水なのですが、実際には我々が口にするのは水道水なので、それを対象にされないのでしょうかということと、それから、もう一つは後半のほうの、これは例として出ているんですけども、最初のほうのプルシアンブルーのこれは私は3カ月という期間で十分できると思うんですが、2番目のほうの例えば芝の栽培となったときに、3カ月という期間でできるのかどうかということ、それから、芝というのはかなり効率的にセシウムを吸収するという事は、既にわかっているということなんでしょうか。

文部科学省 飲み水は対象としておりません。理由でございますけれども、今回、河川、さらには地下水の状況を調べる理由でございますけれども、基本的に本調査研究の目的は、地表面の放射性物質の沈着状況をしっかりと初期状況を把握するという事でございます、それを把握する上で現状の土壌の分析をするのみならず、事故から既に今までの間に2か月以上たっているわけでございます。そういう意味ではサンプルをとるまでにさらに時間がかかると。その状態で事故の直後の状態をなるべく復元したいということを考えております。

そうしますと、事故の直後から例えば降り積もった放射性物質が河川を通じて、さらには地下水を通じて移行しているわけでございます。そういった状況をどのように移行するのかというのを把握することによって、初期状態も復元できるだろう。さらには、そういった移行状況を確認することによって、今後、どのようにそれがさらに変化して

いくのかということ予測することができると。そういう観点から河川、さらには地下水の分析をすると。

飲み水につきましては、そういう観点では必要ないということ、さらには既に福島県、さらにはほかの県も上水につきましてはみずから分析を行ってございますので、そういった観点からは今回の調査研究の中には含めないということでございます。

農林水産省 芝の栽培についてのご質問でございました。実はこういう今回、計画的避難地域になっておられるようなところでは、例えば飯館牛で有名でございますけれども、畜産地帯が結構含まれております。こうしたところは、芝と申し上げましても例えばイタリアンライグラスのように、いわゆるルートマット、根をずっと張りめぐらして、ルートマットになっているようなところというのが既にございます。

こういう牧草系のものでございますと、十分、3か月でまず集荷ができるものであること、それから既に生えているところもございまして、こういったものは芝の収穫期などというようなものを使って、うまくこれをはぎますと、下の土は非常にきれいな土が残されているというようなところもございまして、したがって、土をはぐというのは結構、ものすごい労力がかかりますので、これはなかなか難しゅうございましてけれども、上の芝生の上の部分なり、それからルートマットをはぐというまいやり方が見つけれますと、かなり簡易な方法でなおかつコストも安く、これができるのではないかと、私どもは期待をしております。芝がすごくセシウムを吸うという知見は、私どもは接しておりません。

本席議員 個別のことをまずお聞きしますが、放出は今後ないという仮定のもとに調査されるという理解で、農水省の一番下では、これは東電が出したロードマップだと思っておりますが、放射性物質放出の大幅な減少となっておりますが、まず、第1点、現在、本当に出ているのかというその根拠、第2点、もしもう一遍、出たときにはどういうふうなお考えなのか、この2つをお聞きしたい。

文部科学省 文科省では、事故直後からさまざまな形で環境モニタリングを実施してございます。それで、その一つとしましてダストサンプリング、空気中に浮遊しておりますちり、これを集じん機で集めまして調査するというのも実施してございます。現時点ではこのダストサンプリングのデータにつきましては、ほとんど検出限界以下という状況でございまして、そういう意味では、現在、空間線量率をはかると、測定されているのはほとんど皆、既に降り積もったものから出ているのではないかと想定されてございます。そういう意味では、今、既に漂っているものが今後、落ちてくることを基本的に想定しないというか、あまり考慮しないでも、今後、こういった土壌分析をすることは非常に意義があることだということでございます。

もう一つは、今度、さらなる放出が仮にあった場合、どうするかということになりますと、やはり、もう一回、きちんとはからなければならないということでございますが、それにつきましては3か月の期間の間にそういうことが起これば、また、そのときに検討いたしますけれども、現時点ではそこまでの予算は今に入っておりませんので、改めてどういう形で実施するかは検討するということになるかと思っております。

本席議員 だから、それは物事が非常に複雑になるわけですね。現在のうちにさらに万一、きた場合には、しかし、そのときにもやはりそれなりの想定ということをしておいたほうがいいのではないですか。つまり、一月か、二月のところまで作業は中止せざるを得ないと。一体、どういうふうなことが想定されるのかと。やっぱり、想定がなさ過ぎるんじゃないかと。このリスクがゼロとは言えないと思うのです。だから、両方についてぜひ

想定はお考えいただきたいと思いますが、そういうことがあった場合にどうするのかと。想定は想定外であるということをお聞きしたい。

文部科学省 そういう場合はやはりもう一回、はかり直す必要がございますので、さらに今、とりあえず概算で7.1億円ということになってございますが、かなりリザーブファンドを設ける必要が出てくるというのが仮に想定した場合の対応策になるわけでございますが、現時点ではそれは非常に難しいということをお聞きしてございますので、その場合には改めてこちらにご相談させていただくということかと存じております。

本席議員 そんなことを言っているのではなくて、こちらにお金はないのだから、文科省でストラテジックにどうするかということをやっぱり考えておかないと、お金は次の問題であって、ストラテジーとしてどういう想定をするかを考えておく必要があると思います。

農林水産省 除染事業については、一応、そういう技術が確立をすれば、もしもう一度、フォールアウトがあれば収束後に適用できるのではないかと考えております。それから、今回の中では実は除染の技術の一つとして天地返しという上と下をひっくり返すと、郡山の小学校で行っているような、そういう技術があるわけでございますけれども、さすがにこれは収束しましたと言っていたかかないと、我々は適用できないと考えておりますので、今回の中では考えておりません。それはいろいろ洗うなり、洗ったやつをトラップするなりという技術を確立いたしますけれども、それで、もし最後は天地返ししかないとなれば、それは収束まで待っていただくというふうな考え方を持っておるところでございます。

本席議員 それで、文科省としてこのデータでマップがつけられると、これの公表及び開示、これに関してはどういう予定か、お聞かせいただきたい。

文部科学省 今回のマップ作成に当たりましては、多くの関係機関の協力を得ながらつくる予定でございます。その関係機関の協力のもと、マップをつくる過程で何らかの委員会のようなものを設けて、その内容について出てきたデータをお互いに評価し合うというような場を設けるといことになるかと思っております。その上で全体としてしっかりとした整合性のとれたマップができた段階で、このマップを公表していくということを考えてございます。そういう意味では、測定したデータを時々刻々、出していくような今の環境モニタリングとは少形態が異なっております。まず、マップをしっかりとしたものをつくるということが最優先というに予定してございます。

本席議員 大体、いつごろを予定しておられるんですか。

文部科学省 8月までの間に作成して公表するということを考えてございます。

本席議員 ちょっとしつこいようですが、もう一言、僕は全体像についてコメントがあります。まず、今日、出ている案は緊急対応に関するものです。これについては既に前年度からの継続のものにゴーサインを出し、今回、これを出すと。すると、要するに戦略推進費が3つに分かれてだらだらと出ていくと。震災の影響で緊急対応が出てきたという影響はあるにしても、これは決して望ましいことではない。戦略性がそれだけそがれているわけです。ですから、私は当初予算した5億円の枠に10数億円のこれを入れるということであれば、当然、総合科学技術会議が1年ぐらいかけて検討してきたものを幾つかを倒すとか、つぶすとか、あるいは削除するとかいうことをやらなければいけない。やはり、その全体像を持って、これを決定すべきであるというのが私の見解であります。だから、この計画の初年度からちょっと作成プロセスにおける戦略性の趣旨が十分に生かされていないと。これは非常に残念であるということをお聞きして僕はあえて公開の場で申し上げたい。

相澤議員　それでは、この戦略推進費の実施につきましては、大臣・有識者会合の決定に基づいて執行されるという形になっております。したがって、資 - 1 にクレジットとしては総合科学技術会議ということになっておりますが、ここの会議での決定が総合科学技術会議の名ということで出されることとなります。ただし、本日、政務三役が欠席されておりますので、本日はこの場では有識者議員の合意が得られたということにさせていただいて、そして、これを政務三役に上げて、その同意のもとに最終決定という、そういうプロセスをとりたいと思います。ということで、有識者議員としてのご同意が得られたということによろしいでしょうか。ありがとうございました。

(以 上)